

令和6年度 第3回
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2025年（令和7年）1月14日（火）

藤沢市環境部環境総務課

午後2時58分 開会

第3回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

○古澤参事 皆さん、こんにちは。定刻より少し前ですが、本日ご出席を予定されている委員の皆様は全ておそろいですので、始めさせていただいてもよろしゅうございますでしょうか。——それでは、ただいまから令和6年度第3回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を開会させていただきます。

本日は、ご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます環境総務課の古澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事にお移りいただく前に、本日の委員の皆様の出席状況についてご報告をさせていただきます。「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に、本審議会の開催要件として、過半数の委員の出席という規定がございます。本審議会委員の定数は19人でございます。本日出席いただいている委員の皆様が13人ですので、過半数を超えており、開催要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

また、本日出席をされている委員のうち4人の方からは委任状が提出されておりますので、ご欠席の委員ご本人にかわって会長が議決権を行使する形になりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

なお、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでしたので、あわせてご報告させていただきます。

また、本審議会の会議録につきましては、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づいて閲覧に供されますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日、お机の上に配付させていただきました資料として、クリップどめのものですが、次第、委員の皆さんの名簿、本日の席次表がございます。それと、A4の横になりますけれども、こちらが事前送付をしていた資料の差しかえになります。「令和7・8年度 藤沢市廃棄物減量等推進審議会（予定）について（第17期）」となっているもの、これは事前送付をさせていただいている資料の差しかえになりますので、本日はこちらをお使いいただくようになります。

それから、事前送付をした資料としては、資料1「令和7年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）」、資料2「災害廃棄物処理計画について」、資料3は今の差しかえの資料になりますので、本日、机上にお配りした資料をお使いください。あと、参考として「一般廃棄物処理実施計画__比較表」を事前にお送りしてございます。

事前に送付した資料を含めまして、本日、お机の上に置かせていただいた資料等、過不足はございませんでしょうか。——よろしゅうございますでしょうか。

(1) 議題

藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）について

○古澤参事 それでは、これより議題に移りたいと思います。

規則によりまして、審議会の議長については会長が当たることになっておりますので、この後の議事進行については横田会長にお願いしたいと存じます。横田会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題の1、令和7年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地補佐 環境総務課の菊地と申します。私から、令和7年度藤沢市一般廃棄物処理実施計画（案）について、ご説明させていただきます。資料1と比較表をご覧くださいよろしいでしょうか。

まず、資料1、1「計画の目的」です。本日、皆様にご審議いただく一般廃棄物処理実施計画は、1「計画の目的」の図のとおり、一般廃棄物処理計画のうち、本市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を具体的に定めた単年度ごとの計画となります。全ての詳細を今日ご説明することは時間的に難しいので、昨年度作成した計画からの修正点などを中心にご説明させていただければと思います。

なお、今回、修正のメインとなっていることが2つございます。1つ目は、重点施策の内容を少し充実した書き方にしております。2つ目は、令和7年度から令和10年度まで、石名坂環境事業所の大規模整備工事が開始されますので、それに伴う処理場所の変更などを多く記載しております。そのような形で見ていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、計画をご説明させていただきます。

まず、計画の1ページ、2「計画期間」です。こちらは来年度の実施計画なので、計画期間は2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までの1年間の計画期間です。

次に、「ごみ処理実施計画」、1「ごみ処理人口」です。こちらは令和7年度のごみ処理推計を作成したときのごみ処理人口としておりますので、令和6年8月1日の統計値を基準として記載させていただいております。

比較表の1ページ、上から2段目をごらんいただくと、令和6年度の実施計画と比較すると、人口が127人増加していることがおわかりいただけるかと思います。

次に、計画の2ページ、比較表は1ページのままで。2「ごみの排出量及び処理量の見通し」です。家庭ごみ、事業系ごみ、全体で12万6,982トンの処理を見込んでおります。昨年度の計画と比較しますと、ごみ量は減少する見込みで考えております。ただ、令和5年度の実績ベースですと、令和5年度の全体の実績が12万3,157トンでしたが、令和7年度はまだ人口が増えている状

況なので、その分、若干増えるという推計となっております。

3「基本計画に基づくごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進等の施策」です。昨年度は、施策の内容を一覧で記載していただけのところですが、今回、少しわかりやすくなるように、10年間の長期計画である一般廃棄物処理基本計画のどのページに該当している内容なのかがわかるように、具体的なページを記させていただきます。

3ページも同様の内容です。

次に、計画の4ページです。冒頭、2つ大きな修正点があると申し上げた1つ目で、新規に作成した部分です。こちらは、昨年度、重点施策として列記している項目につきまして、委員の皆様から、具体的な企画内容や目標などを実施計画に記載することで達成状況の確認を客観的に検証しやすいのではないかとのご意見をいただいたもので、そちらを事務局から、ご提案させていただきます。

重点施策は8つありますが、それぞれについて「目指す方向性」と「達成するための主な取組」を追加しております。ここは初めて作成したところなので、少し詳細なご説明をさせていただければと思います。

まず、4「重点施策の推進等」で、(1)の重点施策が「食品ロスの削減」です。こちらの「目指す方向性」は、「市民1人あたりの食品ロスの推計重量が減ること」です。それを「達成するための主な取組」としては、「フードドライブの実施」とか「生ごみ資源化の促進」を挙げております。

「フードドライブの実施」や「生ごみ資源化の促進」については、毎年、4月に皆様に一般廃棄物処理基本計画の進行管理というもので、数値の目標値や、今このような数字になっていますというものをご報告させていただいています。その進捗管理の中で、フードドライブでの回収量、生ごみ処理機の助成件数についてお示しさせていただいておりますので、そういったところをご覧いただくことで、客観的に食品ロスの削減に向けて取り組みが進められているのかどうかを判断していただけるのではないかと考えております。

(2)「プラスチックごみの削減」についても、「目指す方向性」は「ペットボトル及びプラスチック製容器包装の排出量が減ること」にしており、「達成するための主な取組」については記載のとおりしております。例えばリデュースに該当するような「使い捨てプラスチックの削減」や、リサイクルに該当するような「製造事業者等の自主回収促進」を挙げております。毎年ペットボトルやプラスチック製容器包装の排出量は実績値を出しておりますので、ご確認いただくことができるかなと考えております。

計画の5ページ、(3)「ごみ搬入時の指導」です。「目指す方向性」としては、「展開検査での指導件数が減ること」。「達成するための主な取組」としては、「施設での抜き打ち展開検査の実施」

などを挙げております。こちらでも進行管理の中で許可業者への指導件数がございますので、確認できると考えております。

(4)「焼却施設の延命化」も、審議会の中で工事の進捗についてはご報告させていただき予定なので、「目指す方向性」としての「適正な焼却処理体制の維持を行うこと」や、「達成するための主な取組」としての「整備計画通りに焼却施設の延命化を実施」をしているかという確認をしていただけるかと考えております。

(5)「高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続」については、「目指す方向性」は「市民の負担を軽減するような収集方法の実施・検討を行う」。「達成するための主な取組」として、「一声ふれあい収集・福祉大型ごみ収集の実施」や「資源物の全品目戸別収集化に向けた試行」を挙げております。こちらの全品目の試行については、令和7年度に実施することで、「目指す方向性」につながるのではないかと考えております。

計画の6ページです。(6)「特定処理品目の分別排出」の「目指す方向性」は、「特定処理品目を原因とした事故をゼロにする」。「達成するための主な取組」は、例えば「不燃ごみの組成分析を実施」することで特定処理品目の混入割合を把握するというものを挙げております。つい先月の12月にも、原因不明ですが、パッカー車の火災事故が起きまして、恐らく電池かスプレー缶が原因ではないかということがございましたので、「目指す方向性」として「特定処理品目を原因とした事故をゼロにする」を重点施策で強化していきたいと考えております。

(7)「海岸清掃の継続」については記載のとおりで、進行管理の中で海岸清掃実績や美化活動の参加人数、除じん機による河川ごみの収集量をお示ししておりますので、確認できるかと考えております。

最後に、(8)「市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実」は、事業者等との協働になりますので、特段、「目指す方向性」の定めはしていませんが、令和7年度以降も引き続きこういった取り組みを進めていくという内容での具体的な記載をさせていただいております。

計画の7ページ、(その他)に記載しているのは、8つある重点施策を広げていくための取り組みとして、「ごみNEWS」や広報紙、市のホームページなどを活用して周知啓発をするというものになりますので、全体に共通している必要なものとして記載させていただいております。

新規のご説明は以上です。

続きまして、計画の8ページ、比較表は1ページの一番下です。こちらは、先ほど冒頭で大きな修正点としてお伝えした2つ目が反映されております。変更箇所が3カ所ございます。この3カ所は令和7年度から10年度まで、石名坂環境事業所の大規模整備による搬入場所の変更をしている場所です。

3カ所は、まず「大型・特別大型ごみ」にある、真ん中に「中間処理」と書いてあるところの上から2段目、3段目の「裁断又は破碎」、「羽毛布団」の「回収・積替」のところですが、それぞれ昨年度までは「リサイクルプラザ藤沢」と「石名坂環境事業所」が併記されていましたが、工事に伴いまして、令和7年度以降は「リサイクルプラザ藤沢」のみの搬入になりますので、「石名坂環境事業所」を削除しております。

左側の「資源」の1個上に「剪定枝」があります。その横の「中間処理」も、「一部持込・積替」のところは「石名坂環境事業所」となっていたのですが、令和7年度以降は工事が終了するまでは「リサイクルプラザ藤沢」での搬入になりますので、このように修正をさせていただいております。

計画の9ページ、比較表では2ページの一番上です。(2)「ごみの収集区分と主な種類」、ア「市が収集・処分するごみ」です。この中で、上から5番目の「カン・なべ類」に斜線を引いているところがあります。従前は「カン・なべ類」の中に「スプレー缶・卓上用ガスボンベ(穴開け済)」がありましたが、こちらを削除させていただき、次の10ページの一番下の「特定処理品目」で、昨年度は「ガスボンベ・スプレー缶(中身が入っているもの)」になっていましたが、「(中身が入っているもの)」を削除しております。

これは、先ほど重点施策でもお話しさせていただきましたが、スプレー缶などによる火災事故が発生しておりますので、その可能性をできる限り排除するという目的で、令和7年度以降は、スプレー缶などについては特定処理品目を出していただくという形に修正させていただいております。こちらは、市民の皆様には、4月以降のカレンダーに記載させていただいたり、市のホームページなどでご案内をさせていただく予定です。

次に、計画の10ページ、比較表は2ページの上から2段目です。ウ「市が収集・処分できないごみ」です。まず、「区分」に「排出禁止物(条例第21条第1項)」と書いてありますが、そこに「その他関連法令)」を追記しております。

また、計画11ページの「家電リサイクル法対象品目」に「有機EL」を追加いたしました。こちらは令和6年4月1日から有機ELテレビが家電リサイクル法の対象品目に追加されていますので、そちらの内容を反映させたものです。

計画の13ページ、比較表では2ページの上から3段目です。エ「ボックス回収」です。「回収場所」の「各公民館」を削除しておりますが、こちらは公民館に設置するのをやめるということではなく、令和7年度に組織改正がございまして、市民センターに併設していた公民館、藤沢公民館や村岡公民館のような単独公民館についても、全て「市民センター」という名前に変更となりますので、「各公民館」を削除したものです。

次に計画は15ページ、比較表は2ページが一番下です。コ「許可業者による収集」です。「業者数」ですが、令和7年度の業者数は、現在のところ71社を予定しておりますので、その数字を書

かせていただいております。

サ「その他施設直接搬入（廃棄物）」は、比較表だと3ページの一番上です。こちらは令和7年度の石名坂工事に伴いまして、昨年度まで石名坂に入れていた可燃ごみや大型・特別大型ごみの可燃系については削除になりまして、少量の可燃ごみ、可燃系の大型・特別大型ごみ、不燃ごみなどは「リサイクルプラザ藤沢」となっております。注釈で、石名坂の理由を書いております。

シ「その他施設直接搬入（資源）」、比較表は3ページの上から2段目ですが、こちらも石名坂の工事に伴う搬入場所の変更を記載しております。先ほどご説明させていただいたフローにもありましたが、剪定枝は石名坂環境事業所ではなくリサイクルプラザ藤沢に変わります。

続きまして、計画の16ページ、比較表では3ページの一番下です。エ「大型ごみ・特別大型ごみ」です。（ア）の「又は」以降を削除していますが、こちらも石名坂の工事に伴って記載の内容を修正しているもので、注釈をつけています。

計画の18ページ、比較表は4ページです。こちらは収集車両の保有台数や、リサイクルプラザ藤沢での年間処理量の見通しを書いております。年間処理量は、基本的には減る見込みで書かせていただいておりますが、計画の19ページにある「大型可燃ごみの破碎・機械選別施設」については、石名坂で破碎していた分の可燃系の大型ごみがリサイクルプラザ藤沢で破碎することになりますので、その分、若干、見込みが増えていきます。

計画の19ページは（5）に新規で記載を追加したものです。この1月に、環境省から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条の再商品化計画」の認定の取得ができそうというご連絡をいただいておりますので、令和7年度からはプラスチック製容器包装の一部と製品プラスチックについては、記載の内容でリサイクルをしていく予定になっております。

計画の20ページ、比較表の5ページです。修正箇所は網かけの部分で、記載のとおりです。焼却の処理量や残渣量についても、全体としては減少する見込みとしております。

（7）の最終処分場の埋立量の見込みについては、以前は1,000立方メートルでしたが、現状に合わせて、300立方メートルに修正しております。ただ、埋め立ての見込み量は300に下がっておりますが、埋め立ての終了予定は、さまざまな算定をしなければいけないという事情があり、本来であれば埋立量が下がったのであれば、終了の予定がもう少し延びるのではないかというのがあるかと思いますが、こちらについてはその事情により、令和25年3月のままにしております。

次に、計画の21ページ、比較表では5ページです。（9）「その他民間処理施設」での処理量の見通しについては記載のとおりです。令和5年度の実績ベースでの見込みとしております。

（10）「処理施設等の整備・計画」は、エ「藤沢市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定（継続）」を追加しております。

7「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」として、（1）「再資源化の種別及び処理量の見

通し」についても、必要な事項について記載をして、このような形で見込んでおります。こちらは資源なので、基本的には減少していくのではないかという見込みになっております。

計画は 23 ページ、比較表では 6 ページ、「生活排水処理実施計画」の 1 「生活排水処理人口」です。こちらの人口は、し尿収集の人口は環境総務課で把握していますが、それ以外の数字は下水道部から数字をもらっていますので、そちらを記載しております。

比較表をごらんいただくと、みなし浄化槽の設置数が昨年度の計画よりも減っている形になっていますが、下水が数の算出方法について整理したことにより減っております。公共下水道の処理区域内にも合併浄化槽を設置されている方がいますが、もともと合併浄化槽については区域内で設置していてもそれは除いて出していたということですが、みなし浄化槽については、昨年度までは公共下水道区域内にあるものについても含めて算出していたため 3,000 基ぐらいありました。令和 7 年度の計画からは、合併浄化槽の考え方に合わせる整理をして、処理区域外の基数のみで算出するというので、数が少なくなったように見えると聞いております。

2 「し尿・浄化槽汚泥の排出量及び処理量の見通し」については、記載のとおり見通しをしております。また、令和 7 年度は、注釈に書いておりますが、茅ヶ崎市と寒川町のし尿を処理している寒川町美化センターが補修工事を行いますので、その工事期間中の処理ができないものについて、本市のし尿処理施設で処理をすることになっておりますので、そちらの内容を記載しております。

計画の 24 ページです。3 「基本計画に基づく生活排水処理の施策」について、冒頭に一般廃棄物の基本計画の該当ページを記載しているというご説明をさせていただいたのと同様に、生活排水処理の部分についても、基本計画でどこのページに該当しているかを追記させていただいたものです。

4 の人口については、記載のとおり修正しております。

最後に、計画の 25 ページ、比較表では 7 ページです。5 の (2) 「し尿処理設備の整備・計画」で、イ「北部環境事業所・し尿処理施設の整備計画」と書いてありましたが、今年度、事務の委託で令和 14 年度以降に藤沢市のほうで寒川町と茅ヶ崎市のし尿処理について広域的に行うことが決まりましたので、その内容を反映するというので、「湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画策定」と修正しております。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。

○金田委員 委員の金田でございます。本年もひとつよろしくお願いいたします。

計画部分、重点部分の説明もしていただきました。ありがとうございました。その中で、火災の原因となる、今回はガスボンベとか、そういうものを特定処理品目にするということですが、一部、小型の充電式電池であるリチウム電池は記載されておられません。そこら辺をもう少し目に見えるよ

うで処理計画の中に具体的に入れていただいて、啓発活動をしていただければと思っております。

なぜかといいますと、ご存じのとおり埼玉県川口市で火災が起きまして、今、ごみの処理に非常に困っていますよね。藤沢市もそのことは可能性としてはあり得ます。

リチウム電池の火災は、リサイクルプラザを運営している身として、しょっちゅう起きております。ただ、目の前で起きる火事ですので、すぐに消火をして、消防も呼ばずにしているところがございます。

ただ、10年ぐらい前か、リサイクルプラザの不燃物のところで大規模火災がありまして、1カ月ほどとまりました。その間は仮置場を設置していただいて不燃物にしたのですが、そういうことがもしまた起きてしまうと、ましてや今回は石名坂が工事対象になり、施設が少なくなるので、もし大規模火災が起きて、リサイクルプラザや、例えば北部の焼却の事業所も一部ストップとなりましたら、ごみがあふれて市民に多大なる迷惑をかけてしまうと思いますので、市民啓発の部分をもう少しわかるような感じで入れてもらいたいと思うのです。

「小型充電式電池」と書いてありますが、多分、一般の人は意外とわかりづらいのではないかと思います。ちゃんと「リチウム電池」とか、そういう感じでうまく入れていただければ助かります。その点についてはどうなるかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○横田会長 確かにおっしゃるとおり、どういう商品にはリチウム電池が使われている確率が高いということを知っていただく必要があるわけです。その辺は難しいのですが、やっていただかないと、中間処理側で困ってしまうわけです。収集の前段階の各家庭での排出時点でこういうことに気をつけてほしい、リチウム電池はこういうものに使われていますよという商品との関係で、リチウム電池がいかに多く使われているかを知っていただくことが必要だろうと思います。

事務局として何かございますか。

○菊地補佐 今、金田委員からいただいたご指摘が、「小型充電式電池」だと、市民の方は、見てもリチウムイオン電池と結びつけるのが難しいというお話だったかと思っておりますので、一般廃棄物の実施計画のところでは少し書き方を工夫させていただければと考えております。

一方で、ごみカレンダーには写真つきでご案内をさせていただいておりますので、もっとわかりやすくなるような工夫は引き続き検討しながら、写真等でお示しさせていただければと考えております。

○横田会長 各家庭に配るごみの出し方のノートがありますよね。あそこにでも、リチウム電池について書いていただくといいのかなと思います。

○高橋主幹 環境事業センターの高橋です。

例年、ごみカレンダーの「特定処理品目」の電池類の中で、「モバイルバッテリー」という形で基本的には表記させていただいております。来年度の記載が間に合うかどうかわかりませんが、

「リチウム電池」も検討させていただきたいと思います。

○金田委員 できるだけ市民の方に知ってもらいまして、確率を減らしたいものですから、市の方も大変かもしれませんが、その点の啓発活動をひとつ重点的によろしく願いいたします。

○橋詰副会長 今のお話もありますが、これは一般廃棄物処理実施計画なので、市民が見ないというわけではないけれども、市民があまり頻繁に見るものとは思えません。計画の性格としては、市がこういうことをやりますよということを宣言するというか、市自身がこれに従っているというのが、一般廃棄物処理、特に実施計画の性格だと思うのです。ですので、市民周知はマニュアルなりカレンダーなりで徹底的にということだと思います。

それにしても、今回の新しいものだと施策の説明のところを新たに立てるとするのは非常にいいと思います。そういう意味では、形式論といえば形式論なのですが、見ていて違和感というか、こういう考え方に立ってマニュアルとかカレンダーもつくるのだらうと考えると、言葉遣いとか頭の整理が要るかなと思います。

4ページとか5ページ以降、ここで使われている言葉に「目指す方向性」という枠があるのですが、目的と「目指す方向性」が、どうもゴッチャになっている感じがします。要は、私が読む感じだと、「目指す方向性」というのは期待される成果、アウトカムを書いているように見えるのですが、目的意識は必ずしも書き切れていない。

特に食品ロスのところはこれしか書きようがないかなと思いますが、プラごみのところを見ると、「プラスチックのリデュース、リユース、リサイクルを推進する必要がある」。「目指す方向性」は「排出量が減ること」。排出量が減ることはアウトカム（成果）ですよね。目的として書くと、やはりプラスチックの場合だと、海洋汚染も含めた散乱プラスチックを減らすことと、どうしても温暖化対策という部分があると思うので、そういうところは目的としてきちんと書くべきだと思うのです。何のためにこういう施策をするかという性格づけなので。

そういうふうに見直していくと、ほかのところも、「目指す方向性」は、いわば成果（アウトカム）である。今書かれている「目指す方向性」は大体そういう観点で書かれていると思いますが、そういう意味で見直していただいたほうがいいのかと思うのが1点です。

もう一点は、ここに書かれている処理・処分方法の中で、藤沢市外で行われるものがあるのかなのか。あるのだらうと思いますが、それは市外で行うということを明記すべきだと思います。廃棄物処理方法の中でも市外で処理する場合にはその自治体に知らせるという規定がありますよね。この実施計画がプロ向けというか、そういう性格を考えると、計画の中にも、ここは市外の業者なり施設で行うということは明記したほうが私は好ましいと思うので、その辺をお考えいただいたらどうかと思います。

○横田会長 副会長からのご意見ですが、事務局として何かお考えがあったら。

○菊地補佐 今、2点、お話しいただいたかと思えます。

まず1つ目の重点施策の推進のところで、目的と「目指す方向性」の違いがあるので、見直しをしたほうがよろしいのではというご指摘をいただきました。ありがとうございます。

私たちも、昨年度、ご意見をいただきまして、どんな形がいいのかなと考えながら、今はこういった形でどうだろうかとお示したものです。定量的に見る数字を、こちらのほうでなかなかつくれなかったので、申しわけないのですが、初めてつくったという段階で、まずは定性的に、簡単に皆様に見ていただけるものとして、こんなのはいかがかなと出させていただきました。来年度以降、今いただいたお話も考えながら、どういうことにしたほうがいいのか、年度ごとに立てる実施計画なので、その都度ご相談させていただきながら、よりよいものになるようにさせていただければと考えております。

もう一ついただきました、市外での処理について、どこで処理をしているのかをきちんと書いたほうが良いというお話でした。確かに、おっしゃるように、剪定枝といったものは藤沢市内だけでなく市外のところと事前協議をして処理していただいているものもございますし、事業系の一般廃棄物である生ごみについても、市内の業者さんだけでなく、横浜市さんや、いろいろなところにある食品リサイクルのところで処理をしているという実態もございます。今回、書けていなくて申しわけないのですが、どういった書き方ができるかも検討させていただいて、今後どのようにすればいいか、引き続きの課題として、またこちらで考えさせていただければと思います。

○横田会長 多分、副会長が言われた1点目は、ちょっと難しいので、もう少しわかりやすい、温暖化とかそういうことが土台にあるんですよという動機などをつけ加えるといいのではないかと思います。

○新倉委員 今、市民で、町内会で問題になっているのが、新しくお引っ越しをされた方で、町内会に入りたくないという方がかなりいらっしゃいます。うちの町内会では、そういう方には「広報ふじさわ」等はお配りできないルールになっています。そうすると、ごみのカレンダーとか、そういうものが配布できない状態にあります。若い人は、アプリを見る方が多いと思うので、今、私もアプリで確認したのですが、充電池に関して記載がないので、リチウム電池とかはアプリも充実を考えていただけたら、少し違うかなと思いました。

余計なことだったら申しわけないのですが。

○横田会長 ただいまのご発言に対しては、事務局から何かありますか。

○高橋主幹 確かに今、ごみアプリは、若い方を中心にかなりご利用いただいておりますので、リチウムイオン電池が記載されているかどうか、確認不足ですので、再度確認させていただいて、ないようであれば、こういったものはすぐ修正できますので、追記していきたいと思えます。

○佐藤委員 重点施策の(8)の市民や事業者等々との協働というところが、ここ何年か、あるいは

大学さんとも組んだりなさって、藤沢市の市役所としてのオリジナリティーにあふれているなど思って拝見していました。この重点施策の番号は、何か優先順位の順番になっているのか、あるいは並べやすいような形で並んでいるのか。8番目に来ているのがもったいないような重点施策だなど思いながら拝見しておりました。

先ほど副会長からお話がありましたが、市民啓発なども目的にしながら、実質的にはリユースとかでも莫大な量が回収されるわけではないと思います。パフォーマンスという言葉が悪いかもしれませんが、こういった企業さんと連携しているのだということをより市民への啓発活動につなげていくような形で、さらにこれを進めていただければなという期待をしております。

最近だと、携帯電話の回収率が悪かったりして、いろいろなタンタルとか金（きん）とか、そういった貴金属の収集が不十分だとも言われていたり、航空燃料のS A Fなども廃食用油からつくる。量的には航空燃料の需要には追いつかないのでしょうかけれども、その話題性というか、市民に対しての啓発という意味で、こういった新しい分野も開拓していただければと重ねて期待しております。

○横田会長 事務局から何かお考えありましたら。

○菊地補佐 重点施策を記載している順番ですが、大もとになる藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策体系の中で出てくる順番です。これは優先度が高いから1番とか、そういうわけではなく、基本理念の中に基本方針が3つございまして、基本方針1の中で重点施策が幾つ、2の中で幾つ、3の中で幾つというのがあります。その施策に書いてある順番で書かせていただいております。

あと、せっかくいいことをしているということだったり、そういうのを市民の方に周知啓発していくというところで、もう少しこちらも広報活動とかに力を入れていかないといけないと認識しております。色々なところを活用してそういったところを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○横田会長 それでは、一般廃棄物処理実施計画の案についてはご承認いただけるということでしょうか。——ありがとうございます。

なお、今後、数値の変更等があった場合はいかがいたしましょうか。

○古澤参事 事務局からのご提案になりますけれども、今後、内容等に変更があった場合は、横田会長と事務局のほうで調整をさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○横田会長 皆さん、よろしいですか。——どうもありがとうございます。そのようにさせていただきます。

議題1はこれで終わります。

(2) 報告

ア 災害廃棄物処理計画について

○横田会長 続きまして、報告1「災害廃棄物処理計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地補佐 引き続き、環境総務課の菊地からご説明させていただきます。ちょうど昨日も宮崎県で震度5弱の地震がありましたので、タイムリーな話になったかなと思います。

本市におきましては、平成30年3月に藤沢市災害廃棄物処理計画の策定をしております。令和7年度に改定を行う予定で考えておりますので、現行の計画について、まず簡単に頭出しというか、予告というか、ご説明させていただければと思ひまして、報告事項とさせていただきます。

初めに、災害廃棄物処理計画ですが、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定めているもので、国の指針や、県や市の地域防災計画との整合を図りながら策定しているものです。藤沢市の計画は、全体として4章から成る計画です。今、令和5年に国の技術指針が改定されて、災害廃棄物の算定方法が新しく策定されたり、令和6年1月に藤沢市の地域防災計画が修正されたり、令和6年3月に神奈川県内の災害廃棄物の計画が改定されておりますので、そういったものと整合をとりながら、来年度、計画の改定をしていければと考えております。

まず、計画の簡単なご説明ですが、第1章には基本的な事項を書いております。こちらは、対象となる災害や処理の対象、処理の主体、処理の期間を書いております。

2011年の東日本大震災では津波の被害により膨大な災害廃棄物が発生しておりまして、既存のごみ処理施設等では処理し切れない可燃物について、岩手県や宮城県、仙台市では、合計33炉の仮設の焼却炉を稼働して、発生から3年で処理の完了をしたということになっております。本市におきましても、発災した場合は、基本的には3年を目標に処理の完了を目指してやっていくということです。

第2章「組織及び協力支援体制」です。発災時には、藤沢市の環境部が3班9担当体制で災害廃棄物の処理に対応いたします。必要に応じて応援を検討するなど、各業務を円滑に遂行できるように組織体制を検討していくということが記載されています。

下の図に組織体制や広域のブロックや県政センター内での支援の要請フローを記載させていただいております。

2ページです。次に、第3章「発災時の災害廃棄物の処理」として、災害によって発生する片づけごみだったり、瓦れき等については、可能な限り発生元で分別をして、各置場や廃棄物処理施設へ搬入します。民家などから瓦れきが出てきた状況に応じて、必要によって一時（いっとき）仮置場などの設置を検討するという内容を記載しております。

基本的には、災害廃棄物でも分別していただいて、できるだけ資源化可能物として処理をすると

いう内容になっております。東日本大震災では、全体の約8割に相当する量が再生利用されたとなっておりますので、災害が起きたとしてもきちんと再生利用できる場所は再生利用するという形になります。

第4章「事前の備え」として、発災時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるように研修及び訓練を行うということを記載しております。例えば、神奈川県や大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会が開催するような講習会、研修会等に参加する、神奈川県が開催する情報伝達訓練や図上訓練に参加するというようなことが書かれております。

また、災害廃棄物発生量の抑制や処理の迅速化、資源化の促進に対する理解を得られるよう、啓発及び広報活動を行うということが記載されております。今年度については、3月に全戸配布する「ごみ NEWS」に災害廃棄物について書いておりますので、そちらのほうでまずは市民の皆様へ災害が起きたときの意識づけができればと考えております。

あと、先ほどご説明させていただいた平時での神奈川県が開催する図上訓練に参加するということですが、今回、神奈川県で11月11日に仮置場の設置訓練を開催していただきまして、藤沢市も参加してきましたので、そちらについても少しご報告させていただければと考えております。

こちらの研修では、実際に仮置場の設置訓練を行いました。会場は海老名市の高座クリーンセンターで、全体59人の参加者のうち、藤沢市は環境総務課だけでなく環境事業センター、北部環境事業所、石名坂環境事業所を含めて12人で参加いたしました。参加の様子は写真のとおりですが、この後、7分程度のまとめた動画があります。そちらをご覧くださいいただければ、どんな様子かというのが少しわかると思いますので、そちらを流させていただきますと思います。

なお、今回の訓練は水害を想定したものです。特徴としては、一番後ろの5「災害廃棄物の特徴」に書いてある「水害の特徴」で、家財が中心に排出されて、浸水が終わればすぐに片づけが始まり、水を含んだ畳や家電製品など、重量がある災害廃棄物が多く排出される、こういったものを想定して行った訓練になります。

ちょっとガヤガヤしていますが、少しコメントを入れながら動画をご覧くださいいただければと思います。

(動 画)

○市川主任　こちらは、仮置場の設置訓練の様子です。今回の訓練は、縦が約25メートル、横が約50メートルと、横長の土地に、6グループに分かれて、グループごとに「可燃物」「不燃物」などの置場の設置をしました。

今、写真を撮っている姿が映りましたが、置場の設置前と設置後に記録写真を撮ります。災害廃棄物の処理にはお金がかかりますが、きちんと記録を残しておかないと国からの補助金がもらえなくなりますので、大切な作業になります。

藤沢市では、12人参加したので、6人ずつ、赤いビブスのチームと黒いビブスのチームに分かれ

ています。

このときは、「可燃物」「不燃物」「粗大ごみ」「小型家電」「家電4品目」「畳」「処理困難物」の、7品目の区画を設置しました。今回は訓練なので、ブルーシートやカラーコーンで区画をしていますが、実際の災害が起きた場合には、災害廃棄物の発生量を被災した棟数などから推計して、必要な置場面積を推計し、鉄板等を敷いて対応する形になる予定です。

こちらは全体の様子です。

次に、仮置場の運営訓練の様子です。このように、未分別のままの廃棄物と、災害で発生したごみとは違う便乗ごみが混じった状態で搬入してきたことを想定した訓練です。

受付で住民役の方に確認している様子です。住民役の方から指摘がありましたが、受付で確認することは、ごみの分別の状況、住所、本人確認などになります。

ここでは、不燃物をおろす場所を案内していますが、未分別のまま廃棄物を積んできているので、可燃物が隠れてしまっていました。

ここでは、粗大ごみをおろしています。住民役の方が「タンスの中に中身が入ったまま」と言っていますが、中身は出して持ってきてもらうことが原則となります。例えば、冷蔵庫の中身が残っていると腐敗の原因になるので、出してきてもらうこととなります。

こちらは畳です。水分を含んでいるので、重くて荷おろしが大変になるため、2人で作業を行っております。

ここは処理困難物で、有害性のあるものや危険性のあるものをおろしています。タイヤや消火器です。

このように、分別がされていないままだと荷おろしに時間がかかり、車がなかなか前に進むことができません。

一方、これはごみを1種類、この場合だと粗大ごみだけ積んできた車を優先的に通す訓練になります。先に搬入していた車とトラブルにならないようにする必要があります。このように、ごみを混載している車は時間がかかりますが、分別して持ってきていただくことで、短時間で作業ができるというものです。

こちらは、今回のパターンでは、タイヤは災害廃棄物ではないごみとして、搬入を断っている様子です。この場合は通常のごみとして排出します。

最後は仮置場の入り口を封鎖し、搬入禁止の掲示をすところまで行って、訓練終了となります。動画は以上となります。

今回は神奈川県として初めてこのような実地訓練を行いました。実際に訓練をすることで事前に準備をしたほうがよいものや、受付方法など、課題がありましたので、来年度の計画改定等において生かせればと考えております。

以上で終わります。

○横田会長 ただいま災害廃棄物処理計画についてのご説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞお出しください。

○村越委員 災害廃棄物ですが、先ほど「ごみ NEWS」の中に載せるとお伺いしましたが、「ごみ NEWS」だけでは、皆さん見て終わる方たちも多いので、これからいつ災害が起きるかわかりませんので、もしできましたら、カレンダーの後ろのところに「災害廃棄物」みたいな簡単な項目だけでもつけ加えていただけると、分別をしておくとか、こういうところに集めるとか、そういうことだけでも市民の方に知らせていただけたらありがたいと思います。

それから、今、一時仮置場とか、二次仮置場とかありますが、市では、そういうめどは、少しずつでも頭の中に入っていらっしゃるのでしょうか。災害が起きたときに、ここと決めるのは、すごく大変だと思います。皆さんに言うのは大変だと思いますが、ここら辺だったらこういうところがいいのではないかというのは、もう決めていらっしゃるのでしょうか。

○高橋主幹 周知の件、「ごみ NEWS」以外で、ごみのカレンダーにもというところについてお答えさせていただきます。

ごみのカレンダーにつきましては、ページ数が限られていて、なかなか新たに追加する部分は難しいかもしれませんが、ほかのページの部分も含めて検討して、来年度はちょっと難しいのですが、今後、そういったご意見があったという形で、できる限りそういったものも載せられるような形でページづくりを心がけていきたいと思います。

○菊地補佐 仮置場についてです。一次仮置場については、地域防災計画とか、藤沢市の災害廃棄物処理計画の中に位置づけをしております。例えば、葛原の最終処分場の跡地だったり、そういったものを書かせていただいています。先ほどの一次仮置場は大きい仮置場で、例えば自衛隊さんの作業や緊急的にやらなければいけないときに、そこまで持っていくのが難しいとなると、一時仮置場をつくらなければいけません。そういったものについては、公表はしていないのですが、公園だったり、こちらで一覧のリストは作成しております。実際そうなったときにそこを使うかどうかは、また検討が必要にはなってしまうかもしれませんが、一応、リストとしては持っております。

あと、先ほどごみカレンダーにということでしたが、令和7年度の計画改定の際に、市民の皆様にはわかりやすくなるようなパンフレットの作成を検討しております。つくるのが遅くなってしまって申しわけないのですが、そういったものを作成したら、パンフレットだけでなく、つくりましたということをご案内させていただいたり、広く周知をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○野中委員 災害時、地震とか水害で、たんすや畳を屋内から出さなければいけないような状況になったときに、平常時に配布されている「ごみ NEWS」などの紙物が、廃棄しなければいけないような

状況になっている家屋で、果たして閲覧できる状態なのかなと思っています。

実際に災害が起こったときに、本当にその情報を必要としている方々に、どのように届ける計画があるのか、どのように届けようと設計されているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○菊地補佐 平時の、災害のときのごみ処理の周知ということでもよろしいでしょうか。

○野中委員 災害が実際に発生した場合に、平時だったら見られるであろう配布資料などは見られないのではないかと推測しています。その場合、藤沢市としてはどのように情報が必要な市民に伝達するような方法を考えておられるのか。

○菊地補佐 災害発生時には、防災無線だったり、広報車が走る予定になっておりますので、そういったものを駆使して皆様に情報をお伝えします。あと、避難所がございますので、そこに張り出しをさせていただいたりして、ごみの分別だったり、仮置場を設置した場合には「ここですよ」というご案内をさせていただくような形になると思っております。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、報告1はこれで終わります。

イ 令和7・8年度藤沢市廃棄物減量等推進審議会のスケジュール（予定）について

○横田会長 続きまして、報告2「令和7・8年度藤沢市廃棄物減量等推進審議会のスケジュール（予定）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○寒河江主幹 環境総務課の寒河江と申します。令和7・8年度藤沢市廃棄物減量等推進審議会のスケジュールについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。資料3をごらんください。

こちらの資料の見方としては、上段に各年度の主な審議事項を記載しておりまして、下段の表に各年度の審議会の実施時期を黒丸（●）で、四角で囲った部分に、現在、確定している実施内容を記載したものとなっております。令和7年度の第1回目を例にすると、開催は5月の中旬ごろ、内容は右の四角にある①から③です。

それでは、上段に戻っていただきまして、各年度の主な審議事項についてでございます。令和7年度、8年度は、重要な計画の改定が3つございまして、左に計画名、右の括弧内にはどのような計画かを簡単に記載しております。

まず、令和7年度は、先ほどご報告いたしました藤沢市災害廃棄物処理計画の改定がございまして、

令和8年度は、①藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定がございまして、この計画は、市が一般廃棄物を処理する上での基本的な考え方や方向性を法に基づいて定めるもので、本日、ご審議いただいた実施計画のもとになる最も重要かつ基本となる計画でございます。

次に、②湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改定がございまして。こちらの計画は、ごみ処理については自治体単独ではなく広域での処理を進める必要があるのではないかと国の方に基づき策定しているものでございまして。なお、本市は茅ヶ崎市、寒川町とともに湘南東ブロッ

クに位置づけられており、この計画に基づき広域での取り組みのあり方などの検討を進めているものでございます。

以上が、2年間で改定を予定している計画でございまして、計画の改定に当たり、市が提出する案などに対してご審議いただくことが主な内容となってきます。

それでは、下段の表によりまして、具体的な開催予定をご説明させていただきます。

各年度、5回の開催を予定しております。左側、令和7年度の予定ですが、第1回目は5月に、①市長からの委員の委嘱、②現在の藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理の報告、③藤沢市災害廃棄物処理計画の改定についてを予定しております。第2回目は7月に、計画の改定の一次素案に対する審議を、第3回目は9月に、二次素案に対する審議を、第4回目は12月に、案に対する審議を、そして第5回目で最終案の審議を、それぞれ予定しております。

表の一番下をごらんください。「その他」の欄は、現時点で想定していただける計画改定以外の審議事項や報告事項となっており、これらの事項についても5回の審議会の中で取り組んでまいりたいと考えております。

続けて、表の右側、令和8年度の予定でございまして。令和7年度と計画、内容は変わりますが、実施時期や計画改定に向けた進め方は同様となっておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上のような内容で、令和7年度、8年度の2年間、実施してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。——ないようでしたら、報告2はこれで終わります。

これで、議題及び報告を終了いたします。

(3) その他

○横田会長 次に、「その他」に移ります。

委員の皆さんから何かございますでしょうか。ご提案したいことがありましたら、どうぞ。——特にないでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○寒河江主幹 事務局から、ご報告が1点ございます。

前回の審議会でお知らせいたしました第17期の本審議会の委員の公募状況ですが、12月10日から1月9日に5名の募集をしたところ、現時点で7名の応募をいただきました。今後については、選考委員会を開催いたしまして、令和7年度、8年度の市民委員を選考してまいりたいと考えておりますので、ここにご報告いたします。

以上となります。

○横田会長 ほかに何かございましょうか。——なければ、審議会はこれで終了いたします。

事務局、お願いいたします。

○古澤参事 横田会長、ありがとうございました。

本日の日程については、全て終了とさせていただきます。なお、本日の会議が、今期、第16期の委員の皆様最後の審議会となりますので、改めまして環境部長の村山からご挨拶をさせていただきたいと思います。

○村山部長 今、お話しありましたとおり、本日の会議が今年度最後、そして第16期の委員の皆様最後の審議会ですので、一言、お礼のご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、本市の廃棄物に関する施策につきまして、さまざまな視点からご意見等を頂戴いたしました。また、ご理解、ご協力もいただきまして、誠にありがとうございました。

今期、16期については、市の新たな試みである事業者と連携したリユース事業、プラスチックの再資源化事業、また資源の戸別収集化等についてもご意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

来年度については、先ほどの説明の中でも少し触れておりますけれども、ハード面では石名坂環境事業所の大規模整備事業が本格化してまいります。また、今、集積所で集積しております資源4品目についても、戸別収集化に向けて一部地域で試行収集を実施していく予定でございます。

また、計画物についても、先ほど報告事項でご説明させていただきました藤沢市災害廃棄物処理計画の改定も行っていく予定です。委員の皆様におかれましては、審議会が終わりましても、本市の環境施策の推進に当たりまして、今後ご意見を賜り、またさまざまな場面でご協力をいただければと思っておりますので、何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

2年間、どうもありがとうございました。

○古澤参事 以上をもちまして、令和6年度第3回審議회를終了とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

午後4時18分 閉会